

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ずわいがに日本海系群A海域並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (t)
ずわいがに 日本海系群 A海域	京都府ずわいがに漁業	34.0
まさば対馬 暖流系群及 びごまさば 東シナ海系 群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準